

役員及び評議員の報酬等支給基準

(目的及び意義)

第1条 この規定は、社会福祉法人 育明会（以下「当会」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の費用に関し必要な事項を定めることにより、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬とは、職務の遂行に伴い発生する旅費及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 当会は、役員に対して、当会の理事会に出席した場合は定額の費用を支給する。

(理事会への出席)

第4条 役員が理事会に出席した場合は、費用として一律一回1人10,000円を支給する。

- (1) 前項の報酬は、各会終了後遅滞なく現金支給により支払うものとする。
- (2) 前項の金額は、所得税控除後の手取り額とする。

(評議員会への出席)

第5条 評議員が評議員会に出席した場合は、交通費を実費として支給する。

- (1) 前項の金額は、各会終了後遅滞なく現金支給により支払うものとする。

(改正)

第6条 この規定の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

附 則

- 1 この規定は、平成24年1月19日より施行する。
- 2 平成27年3月26日 改訂
- 3 平成29年6月 1日 改訂